

番号	4
項目	<p><u>養護教諭等の業務にかかわって教育委員会が新たな指示等を通知する場合は、その内容について事前に十分説明をするとともに、無理なく実施できるだけの期間を設け、教職員の増員ならびに施設・設備の整備、必要物品の支給を速やかに行うこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>学校保健については、各校園の協力を得ながら取り組んでいるところです。</p> <p>各種取組の円滑な実施に向け、学校園宛の通知内容に応じ、各学校担当者宛に説明会等を開催するなど、事務的な留意点や物品の支給時期の説明に加え、現場の負担軽減につながるよう、指導主事による長年現場で培った経験を交えた具体的な対応方法なども説明し、現場の負担や心理的負担の軽減を図っております。</p> <p>引続き、各校園の協力を得ながら、児童生徒等の安全安心な学校生活の環境整備に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 (保健 G)

番号	5
項目	<p>中学校の心臓2次検診が土曜日に実施され、当該養護教諭が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。</p>
<p>(回答)</p> <p>中学校の心臓2次検診につきましては、平日に医師の確保や業者の検診車の確保が十分にできないため、土曜日に実施しているところでございます。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように教員の負担軽減の観点から令和6年度につきましても、平日に実施する小学校の2次検診に空きがあれば、周辺の中学校から受検できるよう実施してきたところです。</p> <p>今後できるだけ限り、平日に中学生が受検できるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（保健G）

番号	7
項目	<p><u>就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について、養護教諭等の大きな負担となっている。これらについて、抜本的に解決をはかること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校にご理解、ご協力をいただいております、感謝申し上げます。</p> <p>本健診につきましては、就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。</p> <p>学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえ、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えておりますが、各校のご負担、とりわけ養護教員の負担について、その軽減が図られるよう、教育委員会として引き続き研究してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 (保健 G)

番号	9
項目	<p>養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。フルタイムの勤務については、7割の給与に応じた業務量となるよう必要な措置を講ずること。</p>
<p>(回答)</p> <p>養護教諭の暫定再任用につきましては、原則フルタイム勤務として任用しております。</p> <p>また、その配置枠には限りがありますが、希望者の個別事情に応じて可能な限り、短時間勤務での配置ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、養護教諭に限らず60歳超の職員の給料月額7割措置については、国において現時点の民間給与における高齢期雇用の実情を考慮し、当面の間の措置として設定されたものであるため、今後も引き続き、国、他都市、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（小・中人事 G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度 G）</p>